

## 成人年齢引き下げによる相続税と贈与税への影響について



2018年の民法改正により、成人年齢が2022年4月1日から18歳に引き下げられました。この引き下げにより、相続税及び贈与税においては若干の影響が生じることとなります。そこで今回は、相続税と贈与税の分野における成人年齢引き下げの影響を解説したいと思います。

### ① 相続税

#### ア 未成年者控除

相続税には「未成年者控除」という制度があり、相続又は遺贈で財産を取得した者が法定相続人に該当し、かつ未成年の場合、相続税から一定額を差し引くことができます。

これは、成年に達するまでの間の養育費の負担等を考慮して、相続税の軽減を図るための制度です。

#### イ 改正前

引き下げ前(2022年3月31日までの相続の場合)は未成年者控除の金額は以下の算式により計算しておりました。  
(20歳 - 相続や遺贈で取得したときの年齢) × 10万円

#### ロ 改正後

引き下げ後(2022年4月1日以降の相続の場合)は未成年者控除の金額は以下の算式になりました。  
(18歳 - 相続や遺贈で取得したときの年齢) × 10万円  
以上のように年齢引き下げにより控除金額は以前よりは少なくなります。

### ② 贈与税

#### ア 暦年課税における特例税率の要件

1月1日から12月31日までの間に贈与された財産の合計額に応じて課税される方式を暦年課税といいます。この税率には「特例税率」と「一般税率」があります。

「特例税率」とは贈与者が直系尊属であり、受贈者が贈与を受けた年の1月1日において成年である場合に適用される税率であり、一般税率より低くなっております。特例税率を受けられる年齢が下がった点は納税者にとって有利となっております。

特例税率と一般税率については、以下の計算表をご参照ください。

#### 【特例税率の計算表】

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額		10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

#### 【一般税率の計算表】

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額		10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

#### イ 相続時精算課税における受贈者の要件

相続時精算課税制度とは年間2500万円までの贈与に関しては非課税とする代わりに、相続時に贈与の分も合わせて課税するという、贈与税と相続税の一体課税の為の制度です。

従来はこの適用を受けるためには、贈与者の推定相続人で贈与の年の1月1日において20歳以上の者とされておりましたが、令和4年4月1日以降は、18歳以上に要件が引き下げられました。

#### ロ 贈与税の非課税制度

贈与税には一定の要件の下、一定額までが非課税になる以下のような制度があります。

##### (1) 住宅取得等資金の非課税

##### (2) 結婚・子育て資金の非課税

(1)については、令和4年4月1日以降は、贈与の年の1月1日に18歳以上であれば適用を受けられることとなりました。

(2)については、結婚・子育て資金管理契約締結日において18歳以上50歳未満であれば適用を受けられることとなりました。